

廃棄物処理センター制度について

1. 制度の概要（廃棄物処理法第15条の5）

公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として公的主体の関与した一定の法人等を、環境大臣が廃棄物処理センターとして指定し、これに支援等を行う制度

指定要件

- 地方公共団体からの出資又は拠出のある財団法人、株式会社
- PFI法に基づく選定事業者

2. センターが行う業務（廃棄物処理法第15条の6）

- ① 市町村の委託を受けて行う特別管理一般廃棄物の処理、施設建設、維持管理
- ② 市町村の委託を受けて行う適正処理困難物の処理、施設建設、維持管理
- ③ 市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の処理、施設建設、維持管理
- ④ 特別管理産業廃棄物の処理、施設建設、維持管理
- ⑤ 産業廃棄物の処理、施設建設、維持管理

※ 少なくとも④又は⑤の業務を行うこととする。

3. 都道府県の権限（廃棄物処理法施行令第13条）

- センターからの事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書の受理
- センターに対する業務、資産の状況の報告徴収、立入検査
- センターの業務に関し監督上必要な命令

4. 廃棄物処理センターに対する支援措置

- 廃棄物処理施設の整備に対する国庫補助
 - ・ 一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、管理型最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- 安全性等確保事業に対する国庫補助
 - ・ 最終処分場の安全性確保のための事業（環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象）に対する1/2補助
- 税制上の措置
 - ・ センターの基金に対する事業者の出捐金についての損金算入の特例
- 廃棄物処理センター整備計画基本調査
 - ・ 廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施（実施主体は国）